

議員と語ろう会 実施報告書

日 時	令和6年11月30日(土) 19:00~20:20
会 場	伊井公民館
団体名(参加人数)	福井県猟友会 金津支部(支部長他8名)・芦原支部(支部長)計10人
参加議員	山川知一郎(リーダー) 笹原幸信、山田重喜、木下勇二

【意見交換の内容・所感など】

・福井県猟友会金津支部(支部長他8名)、芦原支部(支部長)計10名が参加する。

1. イノシシ捕獲に用いられるくくり罠については、平成29年以降、福井県の指導に基づき使用が禁止されています。しかしながら、この禁止措置に至った背景には、当時の市役所が福井県の指導内容を拡大解釈したことが影響しているとされています。もともと、くくり罠の使用については法的に認められないものであり、この解釈の違いが混乱を招いた一因と考えられます。こうした経緯を踏まえ、今後は指導の意図や法令の解釈について、関係機関との十分な確認と共有を行いながら適切な運用を進めていく必要があります。
2. 以前、市役所と猟友会との間で意見の食い違いやトラブルがあったと伺っておりますが、この件は平成29年に発生したくくり罠の解釈をめぐる問題に起因するものでした。当時、くくり罠の使用に関して福井県の指導内容に対する解釈が異なり、それが市役所と猟友会の間で摩擦を生む結果となったと理解しております。しかし、その後、関係機関が丁寧な調整を行い、双方の意見を尊重しながら協議を進めた結果、この問題は最終的に解決に至っております。こうした経緯を踏まえ、今後は同様のトラブルが発生しないよう、関係者間での意思疎通を一層深めていくことが重要であると考えています。
3. イノシシ対策として設置される電気柵の補助に関する設置対象範囲について、来年度より福井県においてのみ制度が変更されることとなりました。これまでの補助制度では、農地全体を囲む形での電気柵設置も補助対象となっておりましたが、県からの指導により、来年度からは山際のみ限定して設置された電気柵のみが補助対象となる方針が示されました。この変更が実施されると、従来のような農地全体を保護するイノシシ対策が困難となり、被害防止が十分に行えなくなる可能性が高いと懸念されています。こうした状況を受け、猟友会としては、市の鳥獣害対策担当者と連携しつつ、地元選出の国会議員や県会議員に対して、これまでと同様に農地全体を囲む電気柵設置を補助対象とするよう、強く要望を行っているところです。しかしながら、現時点ではこの制度改正が見直される見込みは立っておらず、引き続き状況を注視しながら対応を求めていく必要があります。
4. 北海道少川市で発生した猟銃所持許可の取り消しに関する裁判については、鳥獣保護管理法と銃刀法の解釈をめぐる裁判所の判断が焦点となっています。この問題に関連して、あわら市においては関係機関と密接に連携し、十分な調整を行うことで、類似の事態が発生しないよう適切に対応しているところです。
5. 鳥獣害による被害を効果的に防止するためには、被害が発生する地域が広範囲にわたることから、各地域において適切な捕獲活動が行える体制を整えることが重要です。このような状況を踏まえ、猟友会の捕獲隊員として活動していただく方を、可能な限り各集落から少なくとも一人ずつ選出していただけるようお願い申し上げたいと考えています。こうした体制が整えば、地域ごとの特性や状況に即した迅速かつ確かな鳥獣害対策が可能となり、結果として被害の減少に繋がることを期待されます。各集落からのご協力を賜りながら、地域全体で力を合わせて対策を進めていくことが何よりも重要であると考えています。

(所感)

今回の「福井県狢友会 金津支部および芦原支部」との議員と語ろう会におきましては、狢友会の皆様から日頃の活動に関する現状や、現在直面しているさまざまな課題についてお話を伺う貴重な機会となりました。語ろう会では、狢友会の皆様と議員との間で率直な意見交換が行われ、双方がそれぞれの立場や考え方を理解し合う場となり、大変有意義な時間を共有することができました。このような取り組みを通じて、地域社会における狢友会の重要性や、その活動を支えるために必要な支援について、より深く理解を深めることができたと感じております。

令和6年12月1日

あわら市議会議長

毛利 純雄 様

作成者 木下 勇二